（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第三条　大気汚染防止法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（解体等工事に係る調査の方法）	（解体等工事に係る調査の方法）
第十六条の五　法第十八条の十五第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。	**第十六条の五**　法第十八条の十五第一項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に係る前号に規定する調査（前号ただし書に規定する場合を除く。）については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物を改造又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。	（新設）
三　第一号に規定する調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかつたときは、分析による調査を行うこと。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合は、この限りでない。	二　前号に規定する調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかつたときは、分析による調査を行うこと。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合は、この限りでない。
（解体等工事に係る説明の事項）	（解体等工事に係る説明の事項）
第十六条の七　法第十八条の十五第一項第四号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第十六条の七**　法第十八条の十五第一項第四号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　第十六条の五第二号に規定する調査を行つたときは、当該調査を行つた者の氏名及び当該者が同号に規定する環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項	（新設）
四・五　（略）	三・四　（略）